

第二次遠野市進化まちづくり検証委員会
「地域コミュニティのあり方」に係る最終提言について

1 経緯

将来にわたり持続可能な地域経営を図るための地域コミュニティのあり方について、平成 25 年 5 月に「第二次遠野市進化まちづくり検証委員会」を設置し、検証を重ねてきました。

これまでの地域づくりの取組みや現状、今後の方向性について出された意見や提言を基に、7 月 29 日の第 8 回検証委員会で「地域コミュニティのあり方」に係る最終提言が提出されました。

市は、この最終提言を重く受けとめ、市民の皆さんと協議しながら、地域づくりの新たな仕組みづくりに取り組みます。

2 最終提言（抜粋）

1 地域住民が主体となるコミュニティの実現

(1) 新たな協働システムの構築

- ・地域の特性を生かし、持続可能な地域コミュニティの実現を図るには、その地域の課題について住民同士が話し合い、解決策を考え、実践に移すといった一連のプロセスの共有が第一であること。

(2) 地域づくり計画の策定と事業実施の体制づくり

- ・自治会は、地域にどのような課題があり、どう解決していくかを示した自治会計画の策定が必要である。
- ・地連協は、自治会計画を取りまとめた地区まちづくり計画の策定が必要である。
- ・地区まちづくり計画を実施するために、地連協の見直しや新たな団体の結成など、各地区の実情にあわせた体制が必要である。

(3) 地域づくりの担い手の養成

- ・計画の策定に係る話し合いに、数多くの地域住民の参画を促し、その活動の必要性や目的の共通認識を図ることで、地域の担い手が生まれてくると考えられる。

2 人口減少を見据えた地域コミュニティの維持

(1) 安心して安全に暮らせる地域づくりの推進

- ・今後の少子高齢化、人口減少が進むことによる共助機能の低下を補完するため、地区センターを拠点として地域福祉の向上、あるいは防災活動の充実を図ることが求められる。

(2) 自治会と行政区の関係の整理

- ・自治会と行政区の関係を整理しながら、今後の自治会との連絡調整のあり方や依頼業務の見直し、地域住民が役員を担う団体の再編を図るなど、住民の負担軽減と、住民が地域づくりに専念できる効率的な環境の整備を図るべきである。

(3) 行政区の再編

- ・適正かつ効率的な規模、あるいは地域事情などを勘案し、統合するなどの再編が必要である。但し、長年の枠組みを変えることになるので、地域住民の合意形成を図ることは必要不可欠である。

3 地域コミュニティを支える行政の役割の見直し

(1) 地区センターの役割と体制の見直し

- ・地区センターは、旧 1 町 10 カ村における住民自治の支援拠点である。
- ・地域住民が安全に、安心して生活できる環境づくりに軸足を移していくべきである。
- ・現行の職員体制を改め、地域活動専門員や市外の人材活用、地元在住の市職員のサポート体制などの仕組みも考えられる。

(2) 市民センターの位置づけ

- ・市民センターは、「地域づくり行政」に軸足を置いた組織体制への移行などが考えられる。
- ・事業実施に必要な情報の提供、マンパワーの確保、一括交付金などといった効率的かつ効果的な財政支援など、各地区の地域づくりに対応した多様な支援策を講じていくべきである。

3 第二次遠野市進化まちづくり検証委員会委員

No.	氏名	区分	現在の役職等
1	やまだ はるよし 山田 晴義 委員長	学識 地域経営	岩手県立大学名誉教授 宮城大学名誉教授
2	いなば ひろこ 稲葉 比呂子 委員	行政	前岩手県秘書広報室室長
3	おおいずみ たゆこ 大泉 太由子 委員	研究	(公財)東北活性化研究センター調査研究部専 任部長兼主席研究員
4	おの でら じゅんじ 小野寺 純治 委員	学識	岩手大学地域連携推進機構教授
5	きたはら こうへい 北原 浩平 委員	行政 友好都市	東京都武蔵野市市民部市民活動推進課長
6	くどう ようこ 工藤 洋子 委員	企業	前(株)ジョイス監査役事務局 岩手県監査委員
7	よしの ひでき 吉野 英岐 委員	学識	岩手県立大学総合政策学部教授

4 これまでの経過

回数	年月日	検証内容
第1回	25年5月30日	基調講演(市町村職員中央研修所学長) 事例発表(遠野第13区、上宮守文化振興会)
第2回	25年8月22日	市の現状、庁舎機能のあり方について検証
第3回	25年11月7日～8日	現地視察会(青笹) 地域コミュニティの現状について検証
第4回	26年2月6日	本庁舎整備内部検討報告
第5回	26年5月29日	市民センター・地区センターのあり方について検証
第6回	26年8月4日～5日	現地視察会(附馬牛) 「地域コミュニティのあり方」に係る中間総括
第7回	27年2月21日	地域コミュニティの今後の展望について
第8回	27年7月29日	「地域コミュニティのあり方」に係る最終提言
※第4回検証委員会で、本庁舎の整備場所等については「遠野市中心市街地活性化センター(通称:とびあ)を活用した周辺での整備が望ましい。」との検証結果が示されています。		
市民ワーキング会議 26年11月26日、12月18日		各地区から地域づくりのリーダーになり得る市民13人で構成 各地域の現状や課題、中間総括について意見交換

5 今後のスケジュール

- ・ 8月10日(月)～16日(日) 遠野テレビで第8回検証委員会を放映
- ・ 8月12日(水)～14日(金) 遠野テレビ「遠野タイム」で提言内容を紹介
- ・ 8月20日(木) 最終提言などをまとめた「広報遠野」臨時号の発行

※8月5日(水)～7日(金) 各町区長会で提言内容を説明(終了)

(写)

平成 27 年 7 月 29 日

遠野市長 本 田 敏 秋 様

第二次遠野市進化まちづくり検証委員会
委員長 山 田 晴 義

「地域コミュニティのあり方」に係る最終提言について

本委員会では、今後進むであろう少子高齢化、人口減少等の地域実態に即したコミュニティへの転換を図るため、平成 25 年 5 月 30 日の設置以降、これまでに計 7 回の委員会を開催し、地域コミュニティの現状などを分析し、検証と議論を重ねて参りました。

これまでの検証で、遠野市では早い時期から地域コミュニティの重要性を感じ、地域の特色を生かしたまちづくりを進めてきましたが、一方では行政が主導してきた面が大きく、長年の地域づくりの仕組みが硬直化していると考えられます。

さらに、地域の人口減少やニーズの多様化により、地域づくりの担い手不足による住民負担が増しているなど、地域づくりの新たなシステムの構築が必要と感じました。

この度、遠野市における今後の地域コミュニティのあり方について、別紙のとおりまとめましたので、これにより最終提言とさせていただきます。

なお、参考資料として、平成 26 年 8 月 5 日に報告しました『『地域コミュニティのあり方』に係る中間総括について』を添付いたします。

【最終提言】

1 地域住民が主体となるコミュニティの実現

(1) 新たな協働システムの構築

地域の運営課題解決にあたっては、地域運営・自治の原則に基づき、地域住民・住民組織と行政がそれぞれの役割を果たすとともに、個別には解決が難しい課題については、多様な主体が協働でこれに取り組む必要がある。今回の検証で、地域づくり活動においては、行政の関与によるところが多く、そのことに地域住民も依存してきたという現状が浮かび上がった。このことは、これまでの地域づくり活動が効率的に行われてきた反面、地域の課題に対応する柔軟性を欠き、このままでは地域の継承や持続可能性が阻害されることが危惧される。

地域の特性を生かし、かつ持続可能な地域コミュニティの実現を図るためには、その地域の課題について住民同士が自ら話し合い、解決策を考え、実践に移すといった一連のプロセスの共有が第一であることを住民と行政が互いに理解し、そのプロセスの構築につながるきっかけとなる意見交換の場や勉強会などの機会の設定を行政が担うなど、新たな協働システムが必要である。

(2) 地域づくり計画の策定と事業実施の体制づくり

平成 27 年時点で遠野市内に 120 ある自治会は、上記の過程を通して、地域にどのような課題があり、どう解決していくかを示した地域づくり計画(以下、「自治会計画」という。)を策定して、主体的な地域づくり活動を進める必要がある。

さらに、地区単位で必要な取り組みについては、地域づくり連絡協議会(以下、「地連協」という。)が自治会計画を取りまとめた地区の地域づくり計画(以下、「地区まちづくり計画」という。)を策定し、事業実施に必要な知識や技術をもった人材の発掘や育成を図るとともに、情報収集や財源確保などの支援に

努めるべきである。そのためには、自治会長や若い世代が中心となったまちづくりグループ、可能であればNPOや地元企業などの参画により、現状の地連協の役割と体制を根本的に見直す必要がある。場合によっては「地連協」という名称の変更、あるいは地連協に代わる新たな地域づくり団体の結成など、各地区の実情にあわせた事業実施体制を新たにスタートさせるべきである。

この新たな体制への転換については、自治会同様、地域の特性を生かしたコミュニティの実現に向け、地区単位の課題解決を最優先とすることを、住民と行政は念頭に入れながら、その体制づくりを早急にすすめられたい。

また、必要によっては、地区を越えた広域的な事業を行うなど、形態や手法にとらわれない柔軟な活動も展開されるような環境を整えることが有効であると考えられる。

(3) 地域づくりの担い手の養成

地域課題は地域住民の手で解決を図ることが基本であり、また地域づくり活動における人材は重要な要素の一つである。自治会計画、あるいは地区まちづくり計画の策定に係る話し合いに、男女双方の数多くの地域住民の参画を促し、その活動の必要性や目的の共通認識を図ることにより、地域の担い手が生まれてくると考えられる。

一方、行政は、その必要に応じ、NPOや民間団体などを活用した研修や活動の実践機会を設けるなどの支援を講じるべきである。

また、郷土芸能や伝統行事の継承などのためには、市内外から人材を募り、育成を図ることも考えられる。

2 人口減少を見据えた地域コミュニティの維持

(1) 安心して安全に暮らせる地域づくりの推進

地域コミュニティは、地域住民の安全と、安心な暮らしを保つ役割も担ってきた。今後の少子高齢化・人口減少が進むことによる共助機能の低下を補完するため、地区センターを拠点として保健師や民生委員、社会福祉協議会、消防団などが、地域で見守りが必要な住民に関する情報を日頃から共有する仕組みを構築し、地域福祉の向上、あるいは防災活動の充実を図ることが求められる。

(2) 自治会と行政区の関係の整理

住民組織である自治会と、行政が昭和 31 年以降に住民との効率的な連絡のために設定した 90 の行政区の役割が混在し、役員の兼務などによる住民の負担が増していることが見受けられる。

行政は、自治会と行政区の関係を整理しながら、今後の自治会との連絡調整のあり方や依頼業務の見直し、あるいは地域住民が役員を担う団体の再編を図るなど、住民の負担軽減と、住民が地域づくりに専念できる効率的な環境の整備を図るべきである。

(3) 行政区の再編

行政区については、適正かつ効率的な規模、あるいは地域事情などを勘案し、統合するなどの再編が必要である。但し、長年の枠組みを変えることになるので、地域住民の合意形成を図ることは必要不可欠である。

なお、行政区は、その機能を自治会活動の中に位置づけることにより、将来的には行政区を廃止し、自治会と行政との連絡体制の構築といった新たな仕組みに改める方向で進めるべきである。

3 地域コミュニティを支える行政の役割の見直し

(1) 地区センターの役割と体制の見直し

地区センターは、旧1町10カ村における住民自治の支援拠点として位置づけ、自治会計画、あるいは地区まちづくり計画策定の支援、計画に基づいた地域づくり活動に係る支援策の検討を図るなど、地域運営・自治の原則に基づいた役割に改めるべきである。さらに、上記2(1)の地域福祉の向上・防災機能等の充実といった、地域住民が安全に、安心して生活できる環境づくりに軸足を移していくべきである。

このような地区センター機能の見直しを図るためには、必要に応じ、現行の職員体制を改めるとともに、地域の自立や活性化のために平成23年8月より配置している遠野市地域活動専門員の長期的な任用、市外の人材の活用、あるいは地元在住の市職員のサポート体制の構築や地域活動専門員の幅広い活動などといった新たな仕組みも考えられる。

(2) 市民センターの位置づけ

市民センターは、地域自治の推進・地域コミュニティ活性化の推進と支援の中核拠点であるべきである。これを行政の最前線で受け止めるセンターとしての役割を担い、「地域づくり行政」に軸足を置いた組織体制への移行などが考えられる。その際、「地域づくり行政」の担い手として、(一財)遠野市教育文化振興財団等が担うことも検討されたい。

そして、各地区まちづくり計画に基づく事業実施に必要な情報の提供、NPOや市民活動組織などと連携したマンパワーの確保、一括交付金などといった効率的かつ効果的な財政支援など、各地区の地域づくりに対応した多様な支援策を講じていくべきである。

また、各地区まちづくり計画は、地域の特性や資源を生かし、市民が主体性を持ち、自分たちのまちをより良くしようと行動するといった遠野市のまちづ

くりの基本理念である「遠野スタイル」を担っていくものとして、それらの実践のための住民参画の啓発を図っていくことも必要である。

4 まとめ

この最終提言は、すべてを速やかに、かつ全市一斉に実行せよというものではない。住民と行政がよく話し合い、考え合いながら、実現に向けたプロセスを作り上げることが必要である。

本委員会では、7回の会議のほかに事例発表会や現地視察会を行ったが、地域づくり活動の先頭に立つ自治会長や地連協役員との意見交換などを通じて、これまでの取組みの中でも光るものが数多くあったと見受けられた。

しかし、すべてに当てはまるわけではないが、これまでの地域づくり活動が行政主導によって推進されてきたことは否めない。この現状から脱却し、自治会、あるいは地連協などが自らの地域を考え、話し合い、活動していくことが、真の地域づくりであり、地域コミュニティーのあるべき姿であるといえる。

遠野市は約40年前に、全国に先駆けて「カントリーパーク構想」に基づき、特色ある地域づくりなどを一体的に取り組んできた実績があることから、今回の提言を踏まえ、「遠野スタイル」による地域づくりの新たなステージの実現に向け、住民と行政が力を合わせ、その仕組みづくりに取り組まれない。

むすびに、この最終提言により、少子高齢化、人口減少等の地域実態に即したまちづくり手法の転換が図られるとともに、「永遠の日本のふるさと遠野」の実現の一助となれば幸いである。

平成 26 年 8 月 5 日

遠野市長 本 田 敏 秋 様

遠野市進化まちづくり検証委員会
委員長 山 田 晴 義

「地域コミュニティのあり方」に係る中間総括について（報告）

本委員会は、少子高齢化、人口減少等の地域実態に即したまちづくり手法への転換を図るため、平成 25 年 5 月 30 日の設置以降、計 6 回の委員会を開催し、過疎地域におけるまちづくりについて遠野市の現状を分析し、検証と議論を重ねてきました。

内部からの視点による検証として今後予定されている市民ワーキングの議論に資するため、本委員会における検証の中間総括をいたしましたので、ご報告申し上げます。

【中間総括】

1 全体的総括

- (1) 行政区の再編や地区センター機能等の見直しにあたっては、地域住民の主体性を尊重するとともに、コミュニティ自治の実現を基本目標とする。
- (2) 行政は、各地域の違いや特性を踏まえて効果的・効率的な行政サービスや地域支援を行うことができるようにする。
- (3) 地域住民・コミュニティと行政の適切な役割分担と協働の課題を明らかにし、相互の理解のもとにこれを実現できる組織体制や連携のあり方を模索する。
- (4) まちづくりの担い手として、地域住民のほか新規参入者、NPO、企業など多様な主体が参画して、それらの価値を地域のまちづくりに取り込むことができるようにする。

2 個別的総括

(1) 自治会

- ア 自治会は住民自治の主体として、できるだけ多くの住民が相互に意見を出し合い議論し、住民合意のもとに地域運営ができる民主的な仕組みを持つようにする。
- イ 自治会では住民合意のもとに、地域の課題を自ら明らかにし、これを改善・解決するための計画を策定するとともに、その実現に向けてまちづくりに取り組むようにする。
- ウ 安全で安心して暮らせる地域の実現は重要であり、そのために、地域の防災（消防団など）を切り口としたコミュニティづくりも考えられる。
- エ できるだけ多くの住民が上記のまちづくりの取り組みに参加できるようにし、その過程をとおして、担い手づくり・人づくりが行われるようにする。
- オ 他の自治会との連携を推進する仕組みも用意する必要がある。
- カ 自治会の活動・運営資金の確保に当たっては、地域の資源を活かして自ら資金を確保する手段を探ることも検討すべきである。また、行政からの補助金の配分方法を見直し、地域に必要で効果的な資金の提供システムの構築を図る。部分的には競争的資金としての性格を持たせることも検討すべきである。

(2) 行政区

- ア 行政機能としての「行政区」は廃止あるいは再編や統合も検討されたい。なお、再編に際しては自治会の考え方を尊重するべきである。
- イ また、その再編に併せて、行政伝達事務の軽減等を図るなど、地域の担い手等の負担縮小を検討するべきである。
- ウ 行政区を廃止し、自治会機能の中に、行政区の機能に替わる（行政との中継・

調整) 部門の設置も考えられる。

(3) 地連協・地区センター

- ア 地連協と地区センターについては、その概念と役割を見直し、それぞれ組織を再編して地区まちづくりの主体と行政サービスの中継拠点として見直す。
- イ これまでの地連協は地区まちづくりの主体として、地区内の全自治会の集合体としての性格を持ち、これを実現できる体制を整えるとともに、名称も再検討する。
- ウ この新たな地区組織は、地区の地域づくり・住民自治の拠点として地域の問題を探り解決に導くビジョンを描き、その実現を目指すための主体とするとともに、自治会のまちづくりの支援や自治会間の連携のつなぎ手としての役割も果たす。
- エ 新たな地区センターは、上記の新たな地区組織のまちづくりの支援を行うことができるよう、地域のビジョンを策定・実現するための人材の確保や育成、財政支援等の方策を検討する役割をもつなど、市行政と地域とのつなぎ手の役割を果たす。
- オ 新たな地区センターは行政サービスの中継拠点としてその役割・サービスの提供方法など再検討が必要である。
- カ 地区に整備された諸施設を通して行われる行政サービスのあり方について再検討を行うとともに、これら施設機能のあり方と管理運営方法についても再検討を行う。
- キ 上記を踏まえて、新たな地区組織・地区センターの相互関係について根本的に見直す。

(4) 全市レベルの協働体制

- ア 市民協働の考え方を整理し、全市レベルでの協働体制の構築が検討されるべきである。
- イ 行政組織としての「市民センター」は、全市的なまちづくり・市民協働の行政側の主体として、上記の再編に対応した役割及び組織の見直しが必要である。
- ウ 市民センターの役割の展開や地区の人材確保・導入のために、NPOや市民活動組織との連携が求められる。